

取手市立寺原小学校 いじめ防止基本方針（概要）

目指す児童像

- ◎仲良く励まし合える子
- ◎進んで学習する子
- ◎健康でよく働く子



いじめとは

「取手市みんなでいじめをなくすための条例」

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

（条例第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、成長を促す支援、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

未然防止（いじめをゆるさない学校）

☆児童たちのよさを伸ばす教師

- ・「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、児童の人権や特性を認め、励まし、よさを伸ばす。

☆学年・学級経営の充実

- ・規律があり、思いやりと正義がとおる学級、いじめを生まない、許さない学級づくりに努める。

☆授業における生徒指導

- ・授業の中での学習規律の確立と、互いの考えを交流し、認め合い、成就感、自己存在感の持てる授業を展開する。

☆道徳科や体験活動の充実

- ・道徳科を要とした人権尊重などの道徳性の育成と、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性を育成する。

☆児童委員会活動・学級活動の充実

- ・児童が主体的に行動、交流し、互いに協力し、励まし合うことを通して充実感や達成感をもてる学校行事を実施する。

早期発見（それっていじめかも…）

☆教師と児童の普段のかかわり

- ・きめ細かな観察と何でも話せる人間関係を築く。

☆いじめ防止対策委員会

- ・定例会（月1回）・臨時会でのいじめについての状況把握。場合によっては、適宜行う。

☆取手市いじめアンケート

- ・毎月（夏季休業期間を除く）実態把握をする。

☆家庭及び地域との連携

- ・保護者や学校安全ボランティアの方が気付いたことがあればすぐに連絡をお願いする。

早期対応

対応として次のことをします。

- ☆チーム寺原小として取り組みます。
- ☆事実の確認を丁寧に行い、成長を促す支援を行います。
- ☆いじめを受けた子どもの心に寄り添い、丁寧な支援をします。
- ☆関係機関との連携を図ります。

相談窓口

いつでも相談してください！

◆寺原小学校

Tel 0297 (72) 0146

◆取手市子育て支援課

Tel 0297 (74) 2141

◆取手市教育総合支援センター

Tel 0297 (63) 475

◆いじめ・体罰解消サポートセンター

Tel 029 (823) 6770

◆取手市青少年センター

Tel 0297 (72) 8080

◆子どもホットライン（24時間）

Tel 029 (221) 8181

